

「新・にいがた地域農業再生運動」推進要領

＝ 農業委員会の体制づくりと、地域に根ざした新たな「目に見える活動」の実践 ＝

平成28年 4月
新潟県農業会議

1 趣 旨

農業の担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加など農業の構造変動と「総合的なTPP関連対策大綱」を踏まえて、農地・担い手対策を強化することが喫緊の課題となっている。

このため、農業委員会組織は、平成28年4月に改正農業委員会法が施行されたことを踏まえ、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消といった「農地利用の最適化の推進」について、これまで以上に取り組み、農業・農村の健全なる発展に寄与することが求められる。

本県では、全国運動と連動し平成26年度から展開してきた「にいがた地域農業再生運動」を前倒して改訂し、平成28年度からの新たな組織運動を展開し、農業委員会系統組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱とした活動を強力に推進する。

運動の展開に当たっては、「目に見える活動」の実践を進め、元気で活力のある地域農業の確立をめざす、新たな3カ年運動に取り組むこととする。

また、本運動は全国運動の「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」と連携し、改正農業委員会法第7条に規定された「農地等の利用の最適化に関する指針」と「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付27経営第2933号）に基づく明確な活動目標の設定と実践等を後押しする取り組みとして、地域合意を踏まえた農業・農村のあるべき将来像の実現を目指す。

2 運動の目標

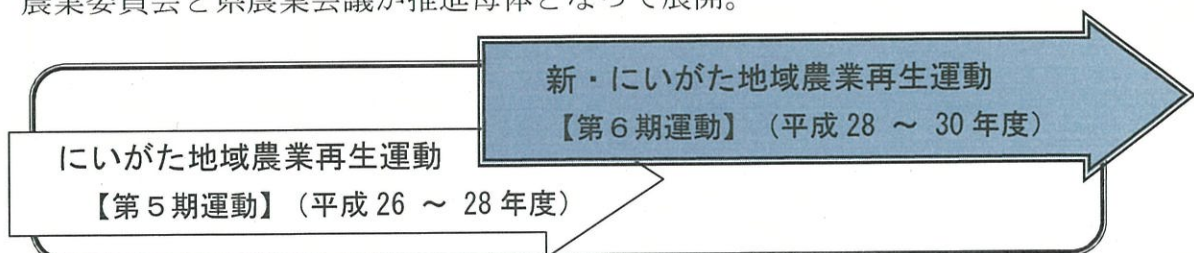
- (1) 新たな農業委員会の体制づくりと計画的な活動の推進
- (2) 地域の農地利用の最適化を進める活動の推進
- (3) 農業政策への提言活動と農業委員会の「目に見える活動」の実践

3 運動の期間

平成28年度から平成30年度までの3カ年。

4 運動の推進体制

農業委員会と県農業会議が推進母体となって展開。



5 運動の内容 (4つの取り組み)

(1)「農業委員会の体制づくりと計画的な活動の推進」

(2)『農地を守る運動』

- 将来の農地利用と担い手等に関する地域の合意形成活動の推進
- 農地の確保・有効利用の推進と遊休農地等の発生防止・解消対策の強化
- 適正な農地制度の推進、農地台帳の整備と全国農地ナビの運用
- 新たな農業のパートナーづくりの推進

(3)『地域の世話役活動』

- 担い手の確保と育成の取り組みの推進
- 地域の声を取りまとめた政策提案活動の推進
- 情報提供活動の推進

(4)「地域に根ざした実践活動 (1委員会 1実践活動)」

(参考:「にいがた地域農業再生運動」〔平成28～30年度〕の概要図)

6 農業委員会の取り組み

農業委員会の活動方針並びに年間活動計画を踏まえ、活動目標を設定し地域において「目に見える農業委員会実践活動」を展開する。

(1) 農業委員会の体制づくりと計画的な活動の推進

- 改正法の施行に伴い本県では、平成28年に10農業委員会、平成29年に20委員会が新体制に移行し、平成30年8月までに全農業委員会が新体制になる。各農業委員会では、新たな新体制への円滑かつ着実な移行を図り農業委員と農地利用最適化推進委員等の適切な人員配置と体制を強化するなど、活動の推進体制を整備する。
- 改正農業委員会法第37条に基づく農業委員会の活動目標・成果等の公表
農業委員会活動の報告義務を踏まえ、毎年度、各農業委員会の活動目標・成果等を公表する。(「農業委員会事務の実施状況等の公表について」平成28年3月4日付け農林水産省経営局長通知)
併せて、「農業委員会活動整理カード」(全国農業会議所のホームページに設置)により、農業委員会の活動の「見える化」を進める。
- 「農業委員活動記録」等を活用した日常の相談活動、世話役活動の記録を徹底するとともに、総会等において記録をもとに活動課題を検討する。

(2) 『農地を守る運動』

① 将来の農地利用と担い手等に関する地域の合意形成活動の推進

- 農業委員と農地利用最適化推進委員は、地域の守るべき農地と担い手を明確にするため、「人・農地プラン」をはじめとする地域（集落）での話し合いの場づくりに積極的に関与し、目指すべき地域農業の将来像について合意形成を図る。
- 担い手に位置付けた経営体へ農地を計画的に利用集積・集約化するため、農地中間管理機構との積極的な連携を図りこれを進める。

② 農地の確保・有効利用の推進と遊休農地等の発生防止・解消対策の強化

- 農地制度が農地の所有者・利用者に加え、地域住民等への理解を求めるPR活動を行い、制度の適正な執行が行われよう取り組む。
- 農地パトロール（農地利用状況調査）を地域の農地利用の総点検と位置付け、農地パトロール要領等により計画的な農地パトロールを実施し、「農地の無断転用防止」、「遊休農地の発生防止と解消」、「農地への不法投棄防止」活動と併せ、計画的な推進を進める。
- 農地パトロールで把握した農地法上の遊休農地（農地法第32条第1項第1号及び同第2号の農地）については、農地利用意向調査の着実な実施を図るとともに、農地中間管理機構と連携した措置の円滑な実施に取り組む。
- 引き続き「転用掲示板」を掲示することを、全農業委員会において取り組む。

③ 適正な農地制度の推進、農地台帳の整備と全国農地ナビの運用

- 農地制度の適正な運用とともに、農地の無断転用案件を確認した場合は、その現況や経緯・事情を調査し、県を始め他の行政機関と連携し早急な是正指導を行う。
- 農地パトロール等で得られた農地情報により農地台帳の整備を行うとともに、農地法に位置付けられ農地情報の公開と活用について、全国農地ナビを活用した農地情報のシステムについての対応を進める。

④ 新たな農業のパートナーづくりの推進

- 新規参入者や一般株式会社等の農業参入者に対し、農地制度が適正・適切に推進されるよう相談活動等を行う。

(3) 『地域の世話役活動』

① 担い手の確保と育成の取り組み

- 地域での「人・農地プラン」の作成・見直しに併せ、認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化する。また、担い手が不足している地

委員の活動を取りまとめ集計し、活動強化に向けた取り組みに反映する。

8 推進計画の策定と点検・確認等

- にいがた地域農業再生運動の取り組みに当たって、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」と併せ、活動の自己評価と取り組みの検証を行う。(←農水省通知により見直し)
- 各農業委員会は、運動の取り組み目標と具体的な対策(農地パトロール月間、農業者等との意見交換会他)、重点実施地区の設定などを内容とする推進計画を策定し実践活動を積極的に展開する。
- 農業会議は、年度毎の農業委員会の推進状況を把握し、活動状況を農業会議だより「農のかけ橋」・「ホームページ」や啓発資料等に紹介することで運動の波及を図るとともに、運動の活動成果を取りまとめる。
なお、引き続き「ホームページ」において、各農業委員会の活動事例を農地パトール活動・遊休農地対策・食育活動等、特集を組んで積極的に紹介することとする。

〈参考〉平成27年度における取り組み内容 (組織実態調査から、一部予定含む)

農業者等との意見交換会の実施	22 委員会
農業委員会の建議・要請活動	14 委員会
農地集積に向けた意向調査の実施	8 委員会
食育教育の取り組み	8 委員会
農業委員会だよりの発行	24 委員会 (計 58 回)、市町村広報への掲載
	20 委員会